

平成19年度 国立大学法人東京芸術大学年度計画

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1-1. 我が国芸術文化向上に多大な貢献を果たしてきた本学の芸術教育伝統を継承し、伝統的な芸術表現手法及び自己表現手法の獲得を一層強力に推進するとともに、新しい芸術表現・自己表現手法の獲得のための教育も積極的に展開していく。

- ・ 伝統的な芸術表現手法や自己表現手法並びに新しい芸術表現・自己表現手法の獲得に関して、国内外で活躍しているアーティスト、研究者等による講義等を積極的に行う。

1-2. 本学の伝統であり、芸術教育に欠かせない、少人数教育、個人指導を充実させる。

- ・ 各科・専攻の教育内容に応じて、個別担任制、担当教員制、複数教員指導制、少人数グループ指導、個人レッスン等を通じて、個々の学生への教育を充実させる。

1-3. 学生の個性・能力に応じた指導を徹底し、きめ細かな教育環境を整える。

- ・ 引き続き学生の個性、能力に応じた指導ときめ細かな教育を行うため、学生の状況把握の改善や、授業の指導体制等の整備を図る。

1-4. 国際的視野を持った芸術家育成のため、社会連携、国際交流を積極的に推進していく。

- ・ 国際交流協定校やその他の芸術系大学等との交換留学や交流事業を実施する。
- ・ 地域連携や産学連携を通じた実務的な教育を行う。

1-5. 専門教育と教養教育双方の充実と深化を図るため、授業科目のバランス、授業内容の見直しを図る。

- ・ 各科毎にカリキュラムや授業内容の見直しを図る。

1-6. 芸術系教員や学芸員等の芸術関連分野の専門家養成のため、教職関係科目、学芸員科目の充実を図るとともに、インターンシップ制度の従来以上の導入を図る。

- ・ 上級学芸員資格創設が見込まれることを受けて、新しい学芸員教育課程について検討を行う。
- ・ 企業等と連携したインターンシップを行う。

1-7. 学部卒業作品・演奏・論文、大学院修士博士論文・作品・演奏のWeb公開など、教育成果の公表システムを充実させる。

- ・ 教育成果を展覧会や演奏会、シンポジウムなどを通じて発表する。
- ・ 教育成果発表を行う展覧会や演奏会、シンポジウムの実施情報や博士論文等について、Web、刊行物等様々な形で公開するように努める。

1-8. 卒業後の進路等に関する情報を収集し、長期的な教育成果を把握し、検討する体制を整える。

- ・ 卒業・修了後の進路や活動等に関する情報を収集し、長期的な教育成果を把握する。

1-9. 附属図書館、大学美術館など学内共同教育研究施設を活用した教育研究をより一層充実させる。

- ・大学美術館・陳列館において各科主催の展覧会等を行う。
- ・奏楽堂において定期演奏会や演奏試験等を行う。
- ・大学美術館収蔵品，図書館所蔵資料を活用した授業等を行う。

2-1．現在の学部・大学院連絡協議会を廃し，新しく大学院改善委員会を設置し，大学院修士・博士後期課程についての組織編成，指導体制を点検の上，改善を図る。

- ・大学院音楽研究科を充実させるため，組織編成及び入学定員について検討を行う。

2-2．博士後期課程における学位授与学内制度等の見直しを行い，授与件数の増加を図る。

- ・引き続き，予備申請時の指導強化など，博士の学位授与件数の増加を図る。
- ・博士作品審査の充実のため，新たに博士展を開催する。

(2) 教育内容等に関する目標を達成するための措置

1-1．芸術文化の伝統継承にふさわしい人材に加え，新たな芸術文化創造に資する多様な能力と可能性を持つ人材を確保するために，入試方法の改善を図る。

- ・入学者選抜方法等について内容などを見直し，改善点等の検討を行う。
- ・美術学部の入学者選抜について，前期日程へ移行する準備を行う。

1-2．明確なアドミッション・ポリシーを策定し，大学案内，募集要項などにおいて具体的な教育方針，教育内容を公開する。

- ・各学部・研究科としてのアドミッション・ポリシーをホームページ等で周知する。

2-1．各科毎の必修科目，選択科目，教養科目，専門科目などのバランスを再検討するとともに，多様性に富むカリキュラムの充実を図る。

- ・各科毎にカリキュラムや授業内容の見直しを図る。

2-2．地域社会や学外機関と連携し，フィールドワークや調査研究，演奏やワークショップ等実践的な授業を教育課程に取り入れる。

- ・地域連携や産学連携を通じた実務的な教育を行う。

2-3．学科・学部・研究科での交流プログラムを実施し，交流講座を増設する。

- ・引き続き，学科・学部・研究科等を超えた横の連携による交流授業や交流演奏プロジェクトなどを実施する。

2-4．大学美術館・演奏芸術センター・芸術情報センターの授業開設などによる実践的な教育参加を推進する。

- ・大学美術館の展覧会や収蔵品を活用した授業を行う。
- ・奏楽堂で開催する演奏会を実地体験の機会として教育に活用する。
- ・引き続き情報処理教育を実施する。

3-1．実技教育の特殊性を踏まえ，アトリエ・スタジオ・レッスン室・アンサンブル室など，一層の効果的な活用を図る。

- ・上野校地においては，改修工事後の共用スペースの有効活用を検討する。また，千住校地においては，スタジオ等をよりいっそう整備し，その効果的な活用を行う。

- ・彫刻棟の耐震改修にともなう一時移転に対応するため，教育研究に支障がないよう上野校地各棟や取手校地工房などの共用スペースを活用する。
- ・正木記念館の改修を行う。

3-2．様々なメディア，アーカイヴ，ネットワーク等を活用した具体的で，実験的な授業の充実を図る。

- ・Web活用のための実践的な授業を充実させる。

3-3．シラバスの記載方法，内容を充実させる。

- ・学生がより履修しやすくなるよう履修便覧，時間割も含めて，シラバスの内容を再構成する。

4-1．評価基準の明確化，成績分布データ作成など，成績評価制度の整備・充実を図る。

- ・成績基準の再検討を行う。

(3) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置

1-1．各部局，学科が目的，特性，授業形態等を再検討の上，教育課程・授業科目の見直しを行い，それに即した教員配置を行う。

- ・各科毎にカリキュラムや授業内容の見直しを図り，それに即した教員を配置する。

2-1．学生の意欲的な活動に対して学内規則の見直しなどを含めた柔軟な対応を図る。

- ・アトリエ等の使用時間延長について対応する。

2-2．優秀な学生を顕彰するとともに，作品等を公開する場を確保する。

- ・安宅賞，サロン・ド・プランタン賞など，優秀な学生の顕彰を行うとともに，作品の展示や演奏等発表の機会を確保する。
- ・学生作品コンペや奏楽堂企画公募を実施する。

2-3．学生の学外での研究創造活動を積極的に支援する体制をつくる。

- ・学生の学外での研究創造活動（展示，演奏及びワークショップ等）が，より円滑に展開できるような支援を行う。

2-4．学内外での学生のための展示演奏発表スペースをつくる。

- ・各棟内の展示スペース，大学会館，大学美術館等を学生作品の展示に活用するとともに，学外での展示の機会の提供に努める。
- ・依頼演奏を中心に学内外での演奏又は発表の機会を学生に提供する。

3-1．時代に即応したメディア機器やネットワーク環境を整備する。

- ・芸術情報センターで使用するコンピュータ機器，ソフトウェアの更新，整備を行う。

3-2．大学美術館や附属図書館など学内各部局における芸術・教育資料の購入を進め，資料の充実・活用を図る。

- ・芸術資料の収集・修復を進め充実を図ると共に，近年収集・修復した資料の公開事業を進める。
- ・貴重資料データベース及び映像関係資料の充実を進める。

3-3 . 附属図書館の開館時間を延長し，教育の利便を図る。

- ・教育の利便を図るため，上野校地図書館本館において，試験期間中の開館時間延長を正式に実施する。

4-1 . 教育方法，教材開発などを研究開発するF Dのための組織を立ち上げ，効果的な教育効果をあげる芸術教育内容・方法を研究する。

- ・教育推進室F D対策部会よるF D研修会や教員の相互評価を実施する。

4-2 . 定期的に教育内容の検討を行い，その結果をフィードバックする仕組みをつくる。

- ・引き続き，教育内容の検討及びフィードバックのため，教育推進室の活動強化を図る。

4-3 . 講座制を超えた，水平的・横断的な教育研究のあり方を研究，弾力的な教育研究組織の検討を行う。

- ・大学院音楽研究科を充実させるため，組織編成及び入学定員について検討を行う。

4-4 . 他大学，他機関との提携により教員の交流を実施する。

- ・引き続き，国内外の大学や研究機関等と共同研究等を通じて教員の交流を促進する。

4-5 . 学生による授業評価を行うとともに，教員による相互評価について詳細に検討し，導入を図る。

- ・授業改善にアンケート等を活用する。
- ・F D活動の一環として，教員による相互評価を実施する。

(4) 学生への支援に関する目標を達成するための措置

1-1 . オフィスアワー制度の充実を図り，個々の学生に対応した支援体制を構築する。

- ・オフィスアワーについてのシラバスへの記載を徹底する。

1-2 . 学生支援のための組織を設ける。

- ・平成16年度に設置した学生支援室において，学生支援を実施する。

1-3 . シラバス内容の見直しを行い，その充実を図るとともに，データをデジタル化し，ホームページ等で公開し，学生への周知を徹底する。

- ・シラバスのWeb公開を行う。

1-4 . 附属図書館の学習図書館・研究図書館としての機能を充実させる。

- ・学生用図書において，映像関係資料の充実を図り，学習図書館としての機能を高める。

2-1 . セクシャルハラスメントの対策を強化する。

- ・ハラスメント防止のための指針をより明確化する。

2-2 . 保健管理センターの機能を強化し，学生の健康管理等を促進する。

- ・疾病予防等について強化する。

2-3 . 国際交流会館の増築など留学生の生活環境の整備・向上を図る。

- ・平成18年度末に発行した新しい「留学生のためのガイドブック」を配布し、周知を図る。

2-4．学生の福利厚生を充実させる。

- ・引き続き、学生寮における廃棄物管理方法等について改善を図り、管理運営の在り方について検討を行う。
- ・新寮の建設について検討を行う。

2-5．学内外の奨学金についての情報伝達方法を確立し、積極的に支援する。

- ・大学ホームページ等を活用した周知を充実させる。

2 研究に関する目標を達成するための措置

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置

1-1．個々の教員の研究創造を基盤とし、芸術文化の継承発展を強力に推進する。

- ・教員それぞれが伝統継承と発展に資する研究創造活動を行う。

1-2．常に新しい芸術表現を模索し、各分野が有機的に結合した創造活動を展開する。

- ・音楽学部及び美術学部共同で上演の「和楽の美」等、新しい芸術表現のため、各分野を超えた取り組みを継続して行う。

1-3．芸術・科学の枠を超えた創造性と発展性に富む創造研究活動を促進する。

- ・芸術と科学を融合させた創造研究活動を行う。

1-4．国際的な芸術交流の拠点として、世界各国との人材・情報交流を促進する。

- ・国際交流協定校やその他の芸術系大学等との交流事業や客員研究員等の受入を実施する。

2-1．大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターを活用した展示、演奏企画を促進する。

- ・120周年記念事業を中心に大学美術館、奏楽堂＝演奏芸術センターを活用した様々な展示、演奏企画等を実施する。

2-2．様々な企画を推進し、研究成果を他の機関と協力しながら社会に発信する。

- ・120周年記念事業や社会連携事業を中心に、他の機関と協力して、本学の教育研究成果を発信する。

2-3．研究成果を多様なメディアを通して社会へ発信するために有効な組織を策定する。

- ・東京芸術大学出版会（仮称）立ち上げに向けた検討を行う。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置

1-1．全学的な視点から重点的に推進すべき教育研究を審議する体制を整備するとともに、それに従って、学内における予算配分を公正かつ効率的に配分する。

- ・研究推進室において、全学的な視点から重点的に推進する研究について支援を行う。

1-2．教員個人の学内外における研究創造活動を支援する体制を構築する。

- ・教員の研究創造活動をホームページを活用して紹介すると共に、各種助成金情報提供を徹底する。

1-3 . 学科・学部・大学院の枠を超えた研究グループの編成法や全学的な支援体制に関する具体的な検討を行う。

- ・ 学内共同教育研究施設や他学科等との連携を促進する。

1-4 . 附属図書館の開館時間を延長し、研究の利便を図る。

- ・ 研究の利便を図るため、上野校地図書館本館において、試験期間中の開館時間延長を正式に実施する。

2-1 . 全学的な重点テーマに関する横断的なプロジェクトを立ち上げ、そのための専用スペースを用意する。

- ・ 120周年記念事業に関連した展覧会、演奏会等の実施のため、学内外に専用のスペースを確保する。

2-2 . 優れた業績をあげている研究創造や特色ある研究創造を支援する体制を整え、重点的な資金配分等を行う。またその成果の公表を大学美術館や奏楽堂などで定期的に行えるようにする。

- ・ 学長裁量経費を優れた研究創造や特色ある研究創造に対して配分する。

2-3 . 企業等からの特別研究員、外国人研究者、外国人芸術家、他機関の専門スタッフなどの積極的な受入体制を整備し、研究開発、発信能力の向上を図る。

- ・ 社会連携センターを設置し、学外との円滑な連携を図る。
- ・ 客員研究員等の受入や特別招聘教授制度等による教員の受入を行う。

3-1 . 知的、美的資産の創出・活用に関するプロジェクトを全学的問題として立ち上げ、シンポジウム開催などを通じて、著作権の国際ルール作りなどの問題を検討、解決策の提言などを行う。

- ・ 権利に関する基本的な事項をまとめた冊子の作成及び大学としての知財ポリシーの制定について検討する。

3-2 . 教育現場においても著作権に関する全学的な授業科目を、教養教育委員会などを活用して立ち上げ、著作権の知識や著作権保護意識の徹底を図る。

- ・ 著作権に関する授業を実施する。

4-1 . 点検評価委員会を拡充した企画・評価室を設置し、研究活動の状況・問題点を把握した上で研究活動の質的向上を図る。

- ・ 教員総覧を更新する。
- ・ 企画・評価室において、引き続き中期目標期間の実績評価並びに認証評価の自己点検・評価のための準備を行う。

4-2 . 競争的資金を獲得した教員のための共同利用スペースを用意するなど、優れた教員に対する支援制度を検討する。

- ・ 優れた教員に対する間接・直接の支援制度について再検討する。

3 その他の目標を達成するための措置

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標を達成するための措置

1-1 .両学部 ,大学美術館 ,奏楽堂 =演奏芸術センターにおいて様々な企画を推進し地域の芸術文化向上 ,生涯学習に資するとともに ,自治体や学外機関等と共同して保存修復支援 ,様々なレベルでの芸術教育提供・支援 ,芸術鑑賞提供・支援等に積極的に取り組む。

- ・両学部 ,大学美術館 ,奏楽堂 (演奏芸術センター)等において ,広く社会の芸術文化向上 ,生涯学習に資する展覧会 ,演奏会 ,公開講座などを行う。
- ・取手市 ,台東区 ,横浜市 ,足立区等の自治体や企業・団体に協力して芸術教育の機会 ,芸術鑑賞の機会を提供する。

1-2 .大学美術館 ,附属図書館 ,奏楽堂等の広報情報発信を統合する情報発信システムを芸術情報センターを中心として整備し ,学内芸術情報を整備するとともに ,情報発信を促進する。

- ・附属図書館 ,芸術情報センター ,写真センターの連携システムについて引き続き検討する。

1-3 .ボランティア活動等の社会活動への参加を学生に奨励・支援していく。

- ・東京国立博物館等への学生ボランティア派遣や各種演奏依頼の学生への紹介を積極的に行う。

1-4 .現職芸術系教員のリカレント教育など社会人の受入れを促進するとともに ,その受入れの窓口を整備する。

- ・現職芸術系教員等の社会人受入を推進する。

1-5 .様々な自治体 ,企業 ,各機関との連携のもと積極的に大学の人材 ,資産を活用できるように体制を整備する。

- ・社会連携室を社会連携センターに発展的改組し ,様々な自治体 ,企業 ,各機関と大学との連携のもとで大学の人材 ,資産の活用を図る。
- ・学科等で行われている取手市や台東区などと連携した活動に ,より包括的・効率的に対応できる体制について検討する。

1-6 .国内外の芸術系大学や芸術研究機関との連携・交流を推進し ,相互の資源交流を行うプロジェクトについて検討する。

- ・イタリア ,フランス ,中国 ,韓国 ,文化庁等 ,国内外の芸術系機関等との連携・交流プロジェクトを実施する。

1-7 .外国人研究者と留学生受入れを促進するとともに ,地域と連携したアーティスト・イン・レジデンスなどの新しい仕組みを持った受入体制を整備する。

- ・客員研究員制度や特別招聘教授制度による教員の受入れや国際交流協定に基づく交換留学を実施する。

1-8 .ユネスコ等の国内外の諸機関とも協力し ,芸術による国際協力を推進する。

- ・ユネスコ平和祈念コンサートに附属音楽高等学校オーケストラを派遣する。

(3) 附属学校に関する目標を達成するための措置

1-1 .大学・学部との連携・協力の強化に関する具体的方策

1) 優れた音楽家育成のため ,音楽学部と附属高校の有機的連携をより一層強化し ,教育効果の向上を図るため ,次の事を行う。

- ・平成19年度より ,ピアノ初見授業について ,成績が振るわない生徒に対する指導を強化するた

め，特別授業を増設する。

- ・ソルフェージュのグレード分けの際に，適切な人数配分について検討する。
- ・各種演奏において，音楽学部の弦，管，指揮科の教員と，引き続き詳細な打ち合わせを行い，合奏・分奏等，それぞれの場面での指導体制を充実させる。

1 - 2 . 学校運営の改善に関する具体的方策

- ・平成18年度に保護者から聴取した意見を取り入れて、学校運営の向上と充実を図る。
- ・「附属高校の在り方検討委員会」の再編も含め、高大連携について検討を進める。

1 - 3 . 附属学校の目標を達成するための入学者選抜の改善に関する具体的方策

- ・引き続き，入学者選抜方法について，入試科目，実施方法等について検討する。
- ・広報委員会を新たに設置し，情報提供をはかる。

1 - 4 . 公立学校との人事交流に対応した体系的な教員研修に関する具体的方策

- ・引き続き教員研修の実施に当たっては，全国国立大学附属学校連盟の研究会を効果的に活用する。

1 - 5 . 教育研究活動成果発表の推進

- ・研究紀要の発行を定期化し，附属高校の教育研究を内外に発表する。
- ・本学奏楽堂や学外での演奏会活動を通して、学生の教育成果を積極的に公表する。
- ・全国芸術高等学校長会の音楽小部会（全国音楽高等学校協議会）の理事校として，全国の音楽教育を推進する。

業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置

1 - 1 . 全学的な経営戦略の確立に関する具体的方策

1 - 2 . 運営組織の効果的・機動的な運営に関する具体的方策

1 - 4 . 教員・事務職員等による一体的な運営に関する具体的方策

- ・理事室やその他の学内組織について，組織や運営方法及び部局等との連携面から見直しを行う。

1 - 3 . 学部長等を中心とした機動的・戦略的な学部等運営に関する具体的方策

- ・学部長及び副学部長を中心に，機動的・戦略的な学部運営を行う。

1 - 5 . 全学的視点からの戦略的な学内資源配分に関する具体的方策

- ・引き続き，学長のリーダーシップに基づき，学部を中心とした教育研究等の重要性，緊急性などを踏まえ，全学的な方針により適性かつ戦略的に学内資源を配分する。

1 - 6 . 学外の有識者・専門家の登用に関する具体的方策

- ・引き続き，学内の各種委員会等に必要に応じ学外の有識者を加えて広く意見を求める。
- ・引き続き，広報に関し，専門家に一部の業務を委託し，強化を図る。

1 - 7 . 内部監査機能の充実に関する具体的方策

- ・監査室において，業務・財務に関する内部監査を計画，毎年1回実施する。また，監事及び会計監査法人と連携する。

- ・勤務時間等に関する業務について，事務担当者及び内部監査担当者の学内研修会を毎年実施する。
- ・研究費の不正使用防止のための学内体制の整備を行う。

1 - 8 . 国立大学間の自主的な連携・協力体制に関する具体的方策

- ・引き続き，国立大学協会や近隣の国立大学等との連携・協力を図る。

2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置

1 - 1 . 教育研究組織の再編・見直しのシステムに関する具体的方策

1 - 2 . 教育研究組織の見直しの方向性

- ・大学院映像研究科整備検討委員会で修士課程アニメーション専攻（仮称）設置について検討を行う。（1 - 1 ， 2）
- ・大学院音楽研究科を充実させるため，組織編成及び入学定員について検討を行う。（1 - 1 ， 2）
- ・学科・学部・研究科等を超えた横の連携による交流授業や交流演奏プロジェクトなどを実施する。（1 - 1）
- ・上野校地においては，改修工事後の共用スペースの有効活用を検討する。また，千住校地においては，スタジオ等をよりいっそう整備し，その効果的な活用を行う。（1 - 1）
- ・芸術情報センターで使用するコンピュータ機器，ソフトウェアの更新，整備を行う。（1 - 2）

3 教職員の人事の適正化に関する目標を達成するための措置

1 - 1 . 人事評価システムの整備・活用に関する具体的方策

- ・平成18年度に定めた任期更新時に係る人事評価制度により，任期更新時に係る人事評価を着実にを行う。また，その他の人事評価システムについて引き続き検討する。

1 - 2 . 柔軟で多様な人事制度の構築に関する具体的方策

- ・早期退職制度，勸奨退職制度について調査を行う。

1 - 3 . 任期制・公募制の導入など教員の流動性向上に関する具体的方策

- ・教育推進室 F D 対策部会よる F D 研修会や教員の相互評価を実施する。

1 - 5 . 事務職員等の採用・養成・人事交流に関する具体的方策

- ・引き続き職種別研修や専門別研修等職員に応じた研修を実施し，複雑化・高度化する業務に対応できる職員の資質向上を図る。また，他大学との計画的人事交流を積極的に推進する。

1 - 6 . 中長期的な観点に立った適切な人員（人件費）管理に関する具体的方策

- ・業務の見直しを行い，外部委託が有効かつ可能な業務については外部委託を進め，人員（人件費）の抑制に努める。

4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置

1 - 1 . 事務組織の機能・編成の見直しに関する具体的方策

- ・昨年度に行った業務分担の見直し等を基に事務組織の改組を検討する。

1 - 2 . 複数大学による共同業務処理に関する具体的方策

- ・引き続き，複数機関共同で職員研修や共同購入を実施する。

1-3 業務のアウトソーシング等に関する具体的方策

- ・業務の見直しを行い，外部委託が有効かつ可能な業務については外部委託を進め，人員（人件費）の抑制に努める。
- ・学生事務の改善・充実及び効率化・簡素化を図るため，電算化を計画的に推進する。
- ・事務処理の迅速化等を推進するため，引き続き電子メール，電子掲示板等を活用する。

財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置

1-1 外部研究資金の増加を図るため，教員への説明会の開催やパンフレットを作成するなどの学内及び学外への情報の提供を積極的に行う。

- ・科学研究費補助金の説明会を行う。
- ・研究助成情報をW e b上で提供し，研究支援の向上を図る。
- ・研究費の不正使用防止のための学内体制の整備を行う。

1-2 外部資金に，間接経費制度の導入を図る。

- ・引き続き，間接経費を学長裁量経費等として，活用する。

1-3 大学の持つ知的・美的財産を活用した芸術教育への貢献や芸術の普及活動推進のため，外部資金を導入する方策を検討する。

- ・引き続き，平成17年度に制定した「公開講座実施経費要求書作成要領」に基づき公開講座を実施する。
- ・藝大アートプラザにおける頒布品開発を引き続き行う。
- ・東京芸術大学出版会（仮称）立ち上げに向けた検討を行う。
- ・120周年記念募金を始め，寄付金，受託事業等の外部資金を積極的に受け入れる。

1-4 展覧会及び演奏会事業を外部団体等と共同開催することにより，事業費に外部資金を積極的に導入する。

- ・大学美術館における展覧会を新聞社等と共同開催し，本学負担の事業費を抑制する。

2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置

1-1 定期刊行物及び業務委託等の契約の見直し，光熱水料等の節減の徹底，リサイクルの推進・ペーパーレス化による廃棄物の減量化の徹底を図るとともに，執行状況の分析等を行い，目標値を設定することにより管理的経費を抑制する。

- ・効率の良いエネルギー管理に努める。
- ・引き続き，管理運営経費の抑制に努める。
- ・引き続き，複数機関での共同購入や複数年契約などを行い，経費の抑制に努める。

2-1 総人件費改革の実行計画を踏まえ，常勤役員報酬及び承継職員給与について，平成17年度の人件費予算相当額をベースとして，平成21年度までに概ね4%の人件費の削減を図る。

- ・平成18年度に策定した計画により，人件費の削減に努める。

3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置

1-1 大学の資産（美術品等）のデータベース化，利用手続きの簡素化等を行うとともに，広報

等を通じて、資産の有効運用を図る。

- ・引き続き、資産(美術品等)のデータベースの新規データの追加及び既存データの記載内容の充実を行う。

1-2 . 大学美術館, 奏楽堂, 附属図書館等の利用時間の延長等を図り, 効果的な運用を推進する。

- ・上野校地図書館本館において, 試験期間中の開館時間延長を正式に実施する。
- ・大学院映像研究科事務室と連携して, 横浜校地への図書館所蔵資料のデリバリーサービスを実施する。
- ・芸術情報センターにおいて, 授業期間中の開室時間延長を実施する。

1-3 . 全学委員会である施設・環境委員会による, 施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分, 共用スペースの指定など, 効果的・効率的なスペースの運用を着実かつ継続的に実施する。

- ・施設の点検・評価の調査に基づき, 効果的・効率的な施設の活用・運用を図る。

自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 評価の充実に関する目標を達成するための措置

1-1 . 芸術分野(美術・音楽)における評価・分析方法について調査検討し, 評価基準の試案を策定する。

- ・前年度までに行った調査結果等を踏まえ, 芸術分野の評価方法等の試案作成を検討する。

1-2 . 内部評価を充実させ, 大学運営の改善に活用するため, 点検評価委員会などを拡充した評価室(仮称)の設置など評価体制の整備を図る。

- ・中期目標期間評価に対応するため, 各部局の自己点検・評価委員会(又は運営委員会等)と企画・評価室が連携して作業を進めていく。

1-3 . 芸術分野の専門家による第三者評価, 大学美術館, 奏楽堂 = 演奏芸術センターにおける来館者・聴衆に対するアンケート調査など, 外部評価を促進する。

- ・本学の自己点検・評価活動, 自己改善活動の参考とするためのアンケート調査について企画検討する。
- ・大学美術館, 奏楽堂等施設利用者のアンケート調査を実施し, 今後の運営に役立てる。

2 情報公開等の推進に関する目標を達成するための措置

1-1 . 情報公開に関して広報委員会等, 学内組織の見直しを行う。

- ・広報活動の中核となるウェブサイトリニューアル後1年を総括し, 広報戦略の見直しを検討する。

1-2 . ホームページを通じて, 教務学生情報, キャンパス情報, 教員情報, 展覧会・演奏会情報, 法人文書等の積極的な発信を図る。

- ・ウェブサイトの各種情報の充実を図る。

その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置

1 施設設備の整備等に関する目標を達成するための措置

1-1 . 施設の点検・評価に基づく専有スペースの配分, 共用スペースの指定など, 効果的かつ効率的なスペースの運用(東京芸術大学における教育研究施設の有効活用に関する規則)の着実かつ

継続的な実施を図る。

- ・施設の点検・評価の調査に基づき、効果的・効率的な施設の活用・運用を図る。
- 1-2．今後の教育研究内容の変化に柔軟に対応するフレキシブルスペース（共用スペース，パブリックスペース，多目的スペース，屋外スペース）の創造力あふれる運用を図る。
- ・フレキシブルスペースの運用を図る。
- 1-3．大学院の充実等，新たな教育研究の展開に対応する施設整備，並びに既存施設を最新の設備・機能・耐震性能・デザインへと蘇生するための整備計画の着実な実施に努める。
- ・既存施設の耐震診断の結果に基づき，耐震補強等施設の改修を進める。
- 1-4．地元自治体等との協力体制による施設整備を推進する。
- ・横浜市と連携し，大学院映像研究科の施設整備を推進する。
- 1-5．上記各項目並びに施設の点検・保守・修繕等に係る整備計画の着実な実施と企画・立案業務の強化を踏まえ，教員及び事務が一体となる執行及び責任体制の構築を図る。
- ・「保全計画書」等の充実と，予算面も含め施設保全業務の整備の充実を図る。

2 安全管理に関する目標を達成するための措置

- 1-1．労働安全衛生法等を踏まえた安全管理・事故防止に関する具体的方策
- ・安全管理体制の充実のため，平成19年度各種技能講習受講計画を策定し，実施する。
- ・安全管理マニュアル等（不審者対応，防災，施設，安全衛生のマニュアル等）を充実させる。
- ・衛生管理者による定期点検及び学内巡視を行う。
- 1-2．学生等の安全確保等に関する具体的方策
- ・安全管理マニュアル等（不審者対応，防災，施設，安全衛生のマニュアル等）を充実させる。
- ・広く開かれた大学として，身体障害者や高齢者への配慮に努める。

予算（人件費の見積りを含む。），収支計画及び資金計画
別紙参照

短期借入金の限度額

短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

13億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることも想定される。

重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画

重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画はない。

余剰金の使途

- 決算において剰余金が発生した場合は、
- ・教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

その他

1 施設・設備に関する計画

施設・設備に関する計画 (単位：百万円)

施設・設備の内容	予定額	財源
・耐震対策事業 ・小規模改修	総額 1,045	施設整備費補助金(1,019) 国立大学財務・経営センター 施設費交付金 (26)

注)金額は見込みであり、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や、老朽度合い等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもあり得る。

2 人事に関する計画

(2) 専門性のある事務職員の育成

高等教育機関としての専門的な業務に対応できるよう、資格取得者の採用などを含め高度な専門性をもった職員の育成に努める。

(3) 事務職員の研修計画

職員の能力開発や意識向上を図るため、次の職員研修(外部研修を含む。)を実施するとともに、新たな研修企画の検討を実施する。

- 1) 新規採用者研修
- 2) 職種別研修, 専門性研修
- 3) 語学研修

(4) 職員の人事交流

他大学や国立美術館等との人事交流を図り、職員の意識改革を図る。

(参考1) 平成19年度の常勤職員数 146人

また、任期付き常勤職員数の見込みを178人とする。

(参考2) 平成19年度の人件費総額見込み 4,966百万円(退職手当は除く)

(備考)

中期計画記載事項に規定されている見出し項目以外に、本学が記載した見出し項目(1-1, 1-2・・・として表示)について、今年度該当する計画がない場合には、見出し項目を削除した。

したがって、1-2の見出し項目に今年度該当する計画がない場合、1-2の見出し項目を削除し、1-1, 1-3,・・・として記載した。

なお、一部の項目は代表的なものを記載してある。

(別紙) 予算 (人件費見積含む。) 収支計画及び資金計画

1. 予算

平成19年度 予算

(単位：百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	4,753
施設整備費補助金	1,019
施設整備資金貸付金償還時補助金	0
補助金等収入	0
国立大学財務・経営センター施設費交付金	26
自己収入	2,135
授業料, 入学金及び検定料収入	2,004
財産処分収入	0
雑収入	131
産学連携等研究収入及び寄附金収入等	154
引当金取崩	0
長期借入金収入	0
目的積立金取崩	61
計	8,148
支出	
業務費	5,915
教育研究経費	5,915
一般管理費	1,034
施設整備費	1,045
補助金等	0
産学連携等研究経費及び寄附金事業費等	154
長期借入金償還金	0
計	8,148

[人件費の見積り]

期間中総額4,966百万円を支出する。(退職手当は除く)

(うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額2,928百万円)

注) 退職手当については、国立大学法人東京芸術大学役員退職手当規則及び東京芸術大学職員退職手当規則に基づいて支給することとするが、運営費交付金として措置される額については、本年度の予算編成過程において国家公務員退職手当法に準じて算定される。

注) 「運営費交付金」のうち、平成19年度当初予算額4,670百万円、平成17年度よりの繰越額のうち使用見込額84百万円

注) 「産学連携等研究収入及び寄附金収入等」のうち、前年度よりの繰越額からの使用見込額77百万円

2. 収支計画

平成19年度 収支計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	
經常費用	6,991
業務費	6,473
教育研究経費	1,432
受託研究経費等	75
役員人件費	75
教員人件費	3,825
職員人件費	1,066
一般管理費	403
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	115
臨時損失	0
収入の部	
經常収益	6,930
運営費交付金収益	4,485
授業料収益	1,615
入学金収益	262
検定料収益	147
受託研究等収益	75
寄附金収益	73
補助金等収益	24
財務収益	3
雑益	131
資産見返運営費交付金等戻入	86
資産見返寄附金戻入	14
資産見返物品受贈額戻入	15
臨時利益	0
純利益	-61
目的積立金取崩益	61
総利益	0

注) 受託研究費等は, 受託事業費, 共同研究費及び共同事業費を含む。

注) 受託研究等収益は, 受託事業収益, 共同研究収益及び共同事業収益を含む。

3. 資金計画

平成19年度 資金計画

(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	10,884
業務活動による支出	6,923
投資活動による支出	1,319
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	2,642
資金収入	10,884
業務活動による収入	6,960
運営費交付金による収入	4,670
授業料, 入学金及び検定料による収入	2,005
受託研究等収入	75
補助金等収入	0
寄附金収入	79
その他の収入	131
投資活動による収入	1,045
施設費による収入	1,045
その他の収入	0
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	2,879

注)「翌年度への繰越金」には、以下の資金が含まれている。

- ・国から承継した委任経理金(968百万円)
- ・平成20年度新入学生にかかる授業料のうち平成19年度中に受領を予定している額(250百万円)
- ・退職手当の財源として運営費交付金に積算された額のうち執行未済となった額(平成17年度分252百万円,平成18年度分364百万円)
- ・平成19年度中の支払債務で平成20年4月以降に支払時期が到来するものの見込額(531百万円)
- ・目的積立金(149百万円)

注)「前年度よりの繰越金」には、以下の資金が含まれている。

- ・国から承継した委任経理金(968百万円)
- ・平成19年度新入学生にかかる授業料のうち平成18年度中に受領した額(248百万円)
- ・運営費交付金債務繰越額(退職手当相当運営費交付金執行未済額,平成17年度分336百万円,平成18年度分364百万円)
- ・平成18年度中の支払債務で平成19年4月以降に支払時期が到来するものの額(625百万円)
- ・目的積立金(223百万円)

別表（学部の学科，研究科の専攻等）

美術学部	絵画科	320人	
	彫刻科	80人	
	工芸科	120人	
	デザイン科	180人	
	建築科	60人	
	芸術学科	80人	
	先端芸術表現科	120人	
音楽学部	作曲科	60人	
	声楽科	216人	
	器楽科	392人	
	指揮科	8人	
	邦楽科	100人	
	楽理科	92人	
	音楽環境創造科	80人	
	美術研究科	絵画専攻	82人
			（うち修士課程 82人） 博士課程 0人
彫刻専攻		30人	
			（うち修士課程 30人） 博士課程 0人
工芸専攻		56人	
			（うち修士課程 56人） 博士課程 0人
デザイン専攻		44人	
			（うち修士課程 44人） 博士課程 0人
建築専攻		28人	
			（うち修士課程 28人） 博士課程 0人
芸術学専攻		42人	
			（うち修士課程 42人） 博士課程 0人
先端芸術表現専攻	48人		
		（うち修士課程 48人） 博士課程 0人	
文化財保存学専攻	66人		
		（うち修士課程 36人） 博士課程 30人	
美術専攻	65人		
		（うち修士課程 0人） 博士課程 65人	

音楽研究科	作曲専攻	18人 〔うち修士課程 18人〕 博士課程 0人
	声楽専攻	40人 〔うち修士課程 40人〕 博士課程 0人
	器楽専攻	86人 〔うち修士課程 86人〕 博士課程 0人
	指揮専攻	6人 〔うち修士課程 6人〕 博士課程 0人
	邦楽専攻	18人 〔うち修士課程 18人〕 博士課程 0人
	音楽文化学専攻	70人 〔うち修士課程 70人〕 博士課程 0人
	音楽専攻	45人 〔うち修士課程 0人〕 博士課程 45人
映像研究科	映画専攻	64人 〔うち修士課程 64人〕 博士課程 0人
	メディア映像専攻	32人 〔うち修士課程 32人〕 博士課程 0人
	映像メディア学専攻	3人 〔うち修士課程 0人〕 博士課程 3人
別科	60人	
音楽学部附属	120人	
音楽高等学校	学級数 3	